

## 印西市空き地の雑草等の除去に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、印西市空き地の雑草等の除去に関する条例（令和4年条例第18号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指導)

第2条 条例第5条に規定する指導は、雑草等除去指導書（別記第1号様式）により行うものとする。

(勧告)

第3条 条例第6条に規定する勧告は、雑草等除去勧告書（別記第2号様式）により行うものとし、履行期限は、勧告を発した日から14日以内とする。

(命令)

第4条 条例第7条に規定する命令は、雑草等除去命令書（別記第3号様式）により行うものとし、履行期限は、命令を発した日から14日以内とする。

2 前項に規定する命令を発する場合においては、あらかじめその旨を命令に関する告知・弁明の機会付与通知書（別記第4号様式）により告知するとともに、印西市行政手続条例第13条第1項に規定する弁明の機会を与えなければならない。

3 前項の規定により、告知を受けて弁明しようとする者は、当該告知のあったことを知った日から起算して5日以内に、命令に対する弁明書（別記第5号様式）を市長に提出することができる。

(戒告)

第5条 行政代執行法（昭和23年法律第43号。以下「法」という。）第3条第1項に規定する戒告は、雑草等除去戒告書（別記第6号様式）により行うものとする。

(代執行令書)

第6条 法第3条第2項の規定による代執行令書は、(別記第7号様式)とする。

(証票)

第7条 法第4条の規定による証票は、代執行責任者証（別記第8号様式）と

する。

（代執行の費用の徴収）

第 8 条 法第 5 条の規定による費用の徴収は、代執行費用納付命令書（別記第 9 号様式）により行うものとする。

（立入調査証明書）

第 9 条 条例第 9 条第 3 項の規定による証明書は、身分証明書（別記第 10 号様式）とする。

（委任）

第 10 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。